

# 岩手県社会的養育推進計画(2020～2029)素案の概要

## 1 計画の目的

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境のもとで養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

## 2 計画の性格及び期間

この計画は、国の通知に基づき策定する都道府県推進計画（R2～R11、計画期間10年）であり、「いわて子どもプラン」の部門別計画として策定するものです。

## 3 岩手県の社会資源の状況

### 1 里親等への委託児童数と委託率（震災分除く）

里親等への委託児童数と委託率は、徐々に増加しています。

| 年度      | H27   | H28   | H29   | H30   |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 里親委託児童数 | 69人   | 63人   | 81人   | 79人   |
| 里親委託率   | 18.9% | 18.4% | 22.6% | 22.3% |

### 2 児童養護施設の定員

家庭的養護推進計画に基づき、施設の定員は、H27の324人からR1の284人に減少しています。（単位：人）

| 年度      | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 定員      | 324 | 299 | 300 | 300 | 284 |
| 現員（年度末） | 299 | 277 | 275 | 275 | —   |

### 3 一時保護児童数

児童虐待相談等の増加に伴い、一時保護児童数も増加しています。

| 年度 | H27  | H28  | H29  | H30  |
|----|------|------|------|------|
| 所内 | 166人 | 169人 | 162人 | 207人 |
| 委託 | 71人  | 89人  | 105人 | 137人 |
| 計  | 237人 | 258人 | 267人 | 344人 |

## 7 計画の推進

この計画の推進にあたっては、児童福祉施設や里親会、学識経験者等で構成する「岩手県社会的養育推進検討会」において、毎年度、指標の進捗状況を確認し、取組の促進を図ります。

また、令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行います。

## 4 基本的考え方

子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現に向けた取組を通じて、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するため、次の考え方を重視した取組を推進します。

- (1) 子育てにかかる在宅支援の充実
- (2) 子どもの権利を尊重した一時保護
- (3) 「家庭養育優先原則」に基づく代替養育の提供
- (4) 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域ニーズに応じた多機能化等の展開
- (5) 里親への支援と委託の推進
- (6) 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進
- (7) 児童相談所の体制強化

## 5 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み

### 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

・将来的に代替養育を必要とする子どもが確実に支援を受けられるよう、保護を必要とする子どもの行き場がなくなることはないように、潜在的なニーズも考慮し十分な受け皿を確保できるように算出しました。

### 2 里親等へ委託する子ども数の見込み

・施設入所児童等を対象に実施した調査結果に基づき、子どもの状態を考慮して、家庭と同様の養育環境が望ましい子どもが里親のもとで養育されるよう、目標とする里親等委託率を算出しました。

### 3 施設での養育を必要とする子ども数の見込み

・専門的なケアを必要とする子どもが施設で確実に支援を受けられるよう、施設での養育を必要とする子ども数を算出しました。

| H30（現状）            |       | 計画                       | R6（前期） | R11（後期） |
|--------------------|-------|--------------------------|--------|---------|
| 要保護児童数<br>（①＝②＋③）  | 354人  | 代替養育を必要とする子ども数の見込（①＝②＋③） | 478人   | 516人    |
| 里親委託児童数<br>（②）     | 79人   | 里親委託が望ましい子ども数の見込（②）      | 175人   | 250人    |
| 施設入所児童数<br>（③）     | 275人  | 施設での養育を必要とする子どもの見込数（③）   | 303人   | 266人    |
| 里親委託率<br>（②／①×100） | 22.3% | 里親等委託率の目標<br>（②／①×100）   | 36.6%  | 48.4%   |

## 6 推進施策

|  |  |
|--|--|
| 1 当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）                    | ・アンケート調査等による子どもの意見を汲み取る機会の確保   |
| 2 身近な地域における子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組                   | ・市町村における子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援                              |
| 3 家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組              | ・児童相談所への里親養育専門児童福祉司の配置による体制整備<br>・児童養護施設等との連携による里親のリクルートを含む包括的な里親養育支援体制の構築 |
| 4 永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組               | ・児童相談所と民間あっせん機関との連携による養子縁組希望者への支援<br>・制度の必要性や対応方法に精通した職員の育成などによる児童相談所の体制整備 |
| 5 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域のニーズに応じた多機能化等の推進 | ・施設の小規模化等に向け、多様な役割や専門性を求められる施設職員の確保と育成に向けた取組の支援                            |
| 6 子どもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組                   | ・一時保護所を含めた児童相談所の改築等による一時保護環境の整備<br>・一時保護所職員の計画的な配置や研修機会の確保による職員の資質の向上      |
| 7 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組           | ・就職・進学を支援する社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業が十分に活用されるよう、さらなる周知と支援の継続                 |
| 8 専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組                     | ・児童福祉司や児童心理士の計画的な増員による適正配置と研修等による人材育成                                      |

## 8 役割分担

児童相談所で様々な相談対応や一時保護などを行う県、身近な地域で子育てを支援する市町村、家庭と同様の養育環境を提供する里親、多様かつ質の高いケアや養育を行う児童福祉施設等が、適切な役割分担のもと、相互に連携して、総合的かつ効果的に取組を推進していきます。

## 9 策定スケジュール

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 平成30年6、12月 | 第1回～2回家庭的養護推進検討会（概要説明、方向性検討）    |
| 平成31年1～2月  | 児童養護施設入所児童との意見交換会、児童養護施設へのヒアリング |
| 令和元年6～8月   | 第1回～第3回社会的養育推進検討会（方向性検討、素案検討）   |
| 令和元年9月     | 子ども子育て会議（素案説明）                  |
| 令和元年12月末   | パブリックコメント                       |
| 令和2年1～2月   | 子ども子育て会議、第4回社会的養育推進検討会（素案検討）    |
| 令和2年3月     | 県議会常任委員会（報告）                    |